

下呂市告示第 125 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した公金事務

下呂ふるさと歴史記念館雑入の収納事務

2 指定公金事務取扱者

下呂市萩原町萩原 1159 番地 6

株式会社 東海美装 下呂営業所

下呂営業所長 富田 泰典

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日